

令和 8 年 5 月

救急外来を受診される患者さんへ

長野県立木曽病院長

令和 8 年 6 月からの時間外救急外来受診について

令和 8 年度診療報酬改定により、全国の医療機関において、令和 8 年 6 月から、夜間や土曜日・日曜日・祝日などの時間外に救急外来を受診された場合、新たに「救急外来医学管理料」等が算定されることとなりました。

これにより、救急外来受診時の自己負担額はこれまでより高くなります。

これまでに比べて、3割負担の患者さんで、窓口で最大3,000円程度お支払いが増える場合がありますので、あらかじめご承知おきください。

患者さんにはご負担をおかけいたしますが、ご理解くださいますようお願い申し上げます。